

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 6 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
國民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700376号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1700041号

第1 結論

昭和60年＊月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年＊月から昭和61年3月まで

私は、結婚後に国民年金に加入して、第3号被保険者になるまでの期間の保険料を口座振替で納付していたと思う。第3号被保険者に切り替える1年前の私の誕生日（昭和60年＊月＊日）に国民年金を脱退していると年金事務所で言われたが、全く覚えがなく脱退する理由がない。請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年＊月＊日に国民年金を脱退していると年金事務所で言われたが、全く覚えがなく脱退する理由がないとしており、請求期間の保険料は口座振替により納付していたと思う旨陳述している。

なお、昭和59年3月5日発行の広報紙「広報A」によると、国民年金保険料の口座振替については、第一期分（4月～6月分）、第二期分（7月～9月分）、第三期分（10月～12月分）及び第四期分（1月～3月分）の保険料が、それぞれ6月15日、9月15日、12月15日及び3月15日にA町指定の金融機関の被保険者等の預金口座から3か月ごとに振り替えられていた旨の記載が認められるところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間直前の昭和59年4月から同年12月までの期間の保険料は、口座振替に該当する月に納付されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求期間に係る国民年金の資格喪失日（昭和60年＊月＊日）は同年＊月5日に入力処理されていることが確認でき、当該入力処理時点以後、請求期間は未加入期間とされており、保険料を納付することはできない。

また、金融機関及び行政機関において、被保険者資格のない者の保険料が被保険者等の預金口座から3か月ごとに振り替えられていたという誤った事務処理が繰り返して行われていたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金の加入期間として保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金の加入期間として保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について国民年金の加入期間として保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700337 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700213 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

年金事務所からのお知らせにより、A 社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。請求期間の賞与は給与と一緒に振り込まれたと記憶していることから、預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社において、請求期間に係る賞与を給与と一緒に振り込まれたと記憶しているものの、当該賞与に係る明細書を保有しておらず、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A 社は、賞与と給与を同日に支給したことはなく、平成 17 年 7 月の賞与支給日は 8 日であるが、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保有していないため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、請求者から提出された平成 17 年 6 月 18 日から同年 8 月 17 日までの期間の預金通帳の写しにおいて、同年 6 月 24 日及び同年 7 月 25 日に A 社から給与の振込は確認できるものの、賞与に係る振込を確認することができない。

加えて、請求者は、同僚に対する照会を希望していないことから、A 社において請求期間に被保険者記録の確認できる同僚等に対し、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700329 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700214 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間当時の給料明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給料明細書及び同社の事業主の回答により、請求者は、平成 8 年 3 月分として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）（以下「離職証明書」という。）及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）並びに請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者の同社における離職日は、平成 8 年 3 月 28 日であることが確認できる上、請求者から提出された平成 8 年分給与所得の源泉徴収票における退職年月日は、同年 3 月 29 日と記載されているものの、同社の事業主は、請求者の在籍期間は同年 3 月 28 日までであり、請求者から同年 4 月分として提出された給料明細書は同年 3 月 26 日から同年 3 月 28 日までの 3 日分の給与である旨回答しているところ、離職証明書においても、同年 3 月 26 日から離職日までの賃金支払対象期間の基礎日数は 3 日と記載されていることが確認できることから、同社における請求者の請求期間に係る勤務を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった

日の翌日と定められているところ、請求者がA社に使用されなくなった日は、上記の離職証明書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険の加入記録及び同社の事業主の回答により、平成8年3月28日と認められることから、同法第19条及び同法第14条の規定により、同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めるることはできない。